

こうけんで こうけん 後見DE貢献

～IKUKOのつばやき～



2020年10月1日
発行所
オールフォーワングループ

司法書士・行政書士 国松偉公子事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所
〒1850021
東京都国分寺市南町三丁目22番2号
ゼルコパビル4階
Tel.0423000255 fax0423000256
office@kunimatu.jp

あれだけ暑かった夏はどこへやら、一気に秋へと突入しました。皆さまお変わりなくお過ごしでしょうか。

さて自分や家族が自宅を出て施設に入らなければならないという状況になった時、その自宅への想いを噛み締める間もなく、意識は施設入所へと一気にシフトしていくのではないかと私は思います。

そんなとき親族がいない、疎遠である、絶縁しているなどの事情があるときに私のような専門職が将来の後見人(任意後見人)として施設との契約に携わることがあります。

総じて女性が多いのも一つの特徴です。

最近このようなお話をいただくことが多く、ある程度型は決まっているものの、お一人お一人に寄り添ったフレキシブルな対応が求められているなあと痛感しています！



任意後見制度について

前回9月号の続き…任意後見契約はいつから効力を持つのか？についてもう少しお話ししましょう。

本人の判断能力が低下した場合(例えば、物忘れがひどくなってきたなあと感じた場合)は、家庭裁判所で**任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。**

この手続きを申し立てることができるのは、本人やその配偶者、任意後見人受任者(任意後見人になる予定の人)、四親等内の親戚などです。

任意後見契約による支援を強化する仕組みとして、見守り契約、財産管理委任契約、死後事務委任契約などがあります。組み合わせることによって連続した支援を受けられます。

◆注意事項◆

法定後見と異なり、自分のした行動についての取消権を任意後見人に持たせることはできません。



★IKUKO★

★LINE公式アカウント★

@965ehhek
を取得しました。

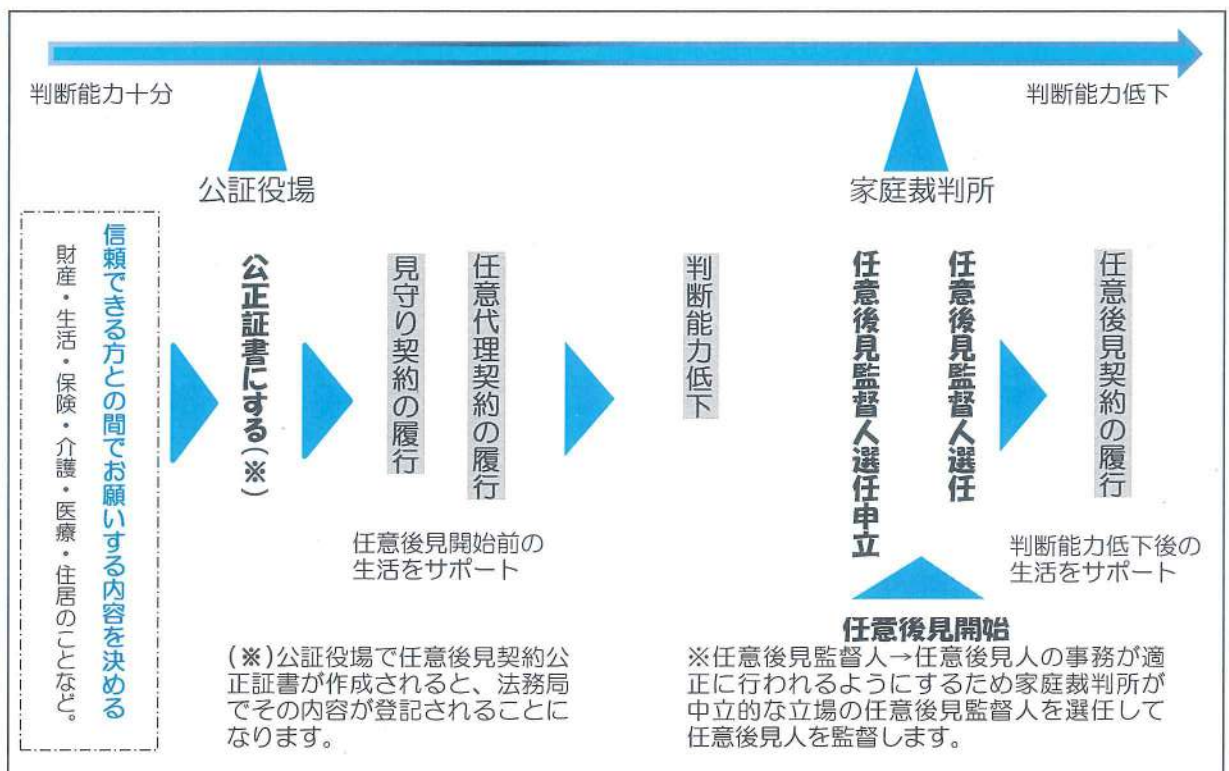


友だち登録をぜひよろしく
お願い致します

(☎) > < (☎)

YouTube

国松偉公子の
相続相談室



◇◆次回は「任意後見制度の特徴」「家庭裁判所とは？」です◆◇